

第4章 分野別施策の現状と課題 及び目指すべき方向

第 1 節 生活支援体制の充実

| | |
|------------|--------------------------------|
| ＜分野別施策の方向＞ | 生活支援体制の充実 |
| ＜分野別施策の展開＞ | (1) 相談支援体制の推進 (2) 福祉サービスの充実 |

＜分野別施策の展開 その 1＞

(1) 相談支援体制の推進

＜現状＞

本市では、障害のある人の個別ケースの相談については、地域生活支援事業の中の相談支援事業として取り組んでいます。

主に、身体障害、知的障害、精神障害の相談については「那須塩原市障害者相談支援センター」、「特定非営利活動法人那須フロンティア（ゆずり葉）」に、聴覚障害に関しては「栃木県北地区手話通訳派遣協会」に委託しています。相談者は、無料で相談を受けることができ、電話相談、訪問を受けての相談、施設に来所しての相談等、個別のケースに応じられる様々な相談形態を整えています。

平成 28 年度の相談件数は、身体障害及び知的障害に関する相談が 695 件、精神障害に関する相談が 1, 144 件であり、多くの障害のある人がこの相談支援事業を利用しています。

また、障害者福祉のサービス利用や助成制度等に関する手続きについては、簡素化、迅速性等が求められています。

＜課題＞

身近な地域において障害のある人や家族、介護者等が、気軽に悩みや直面している生活課題等を相談し、障害者福祉制度の内容やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは安定した地域生活を送るために必要不可欠な条件です。

また、障害のある人の家族の高齢化や虐待問題、判断能力が十分に発揮できないこと等による司法に関するトラブル等が懸念されることから、より一層相談支援体制の強化を図り、適正かつ迅速な相談支援を行う必要があります。

なお、「市が障害者向けの相談窓口を用意しているのを知っていますか。」の問いに対して、約半数の方が知らないと答えており、今後一層の周知を行う必要があります。

＜目指すべき方向＞

障害のある人が地域において自立した家庭生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となります。

このため、地域の実情に精通した中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため事業者及び就労、教育、保健・医療等の関連する分野の関係者からなる那須塩原市地域自立支援協議会の提言を得ながら、一層の相談支援体制の確立を図ります。

また、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を「那須塩原市障害福祉計画」に定め、実現を目指します。

① 相談窓口の周知及び充実

障害のある人が利用しやすく身構えず相談できるような体制を整備するとともに、わかりやすく迅速な対応と手続きの簡便化に努めます。

さらに、身近なところで気軽に相談できるよう、地域福祉活動の核である民生委員・児童委員等との協働を深め、住民の参加による地域ケアを進めます。また、地域における相談支援事業所の活動を強化し、福祉制度等に関する情報を積極的に提供できる体制を整えます。

また、那須塩原市障害者相談支援センターなどの相談窓口のより一層の周知を図ります。

② 相談支援体制の強化

幅広い相談内容に対応するため専門的な知識を有する職員を配置し、一般的な相談に加えて特に困難なケースに対する支援を強化し問題の解決を図ります。

③ 相談・情報拠点の整備

障害のある人のニーズを充分把握し、ニーズに応じた情報をわかりやすく提供するために、相談・情報の拠点となる相談支援事業委託事業所「那須塩原市障害者相談支援センター」「特定非営利活動法人那須フロンティア（ゆずり葉）」「栃木県北地区手話通訳派遣協会」の連携強化に努め、福祉・保健・医療の情報の収集・集約が円滑になるよう努めます。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 市が障害者向けの相談窓口を用意しているのを知っていますか。

(複数回答可)

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|------------------------------------|-------|
| 1 | 那須塩原市障害者相談支援センター(旧那須地区障害者相談支援センター) | 28.6% |
| 2 | 地域生活支援センター「ゆずり葉」 | 16.3% |
| 3 | 県北手話通訳派遣協会 | 1.6% |
| 4 | どこも知らない | 53.5% |

<分野別施策の展開 その2>

(2) 福祉サービスの充実

<現状>

障害福祉制度は、平成15年4月の支援費制度の導入により、従来の措置制度から大きく転換されました。平成17年11月に「障害者自立支援法」が公布され、障害の種類を越えて一元的に福祉サービス等を利用できるようになり、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者に対する支援の拡充等の改正が行われ現在に至ります。

こうした動きのなかで本市では、障害のある人のニーズに対応した自立支援を行うため、地域の社会資源を積極的に活用しながらサービスの提供支援を行っています。

具体的には、障害者総合支援法に基づいて次の福祉サービスの支援に取り組んでいます。（原則として、利用者の自己負担があります）

- 障害者総合支援法によって支援することが定められている福祉サービス（障害福祉サービス）の費用助成
- 障害のある人が医療サービスを受ける場合、その障害の程度等によって医療費を支給（自立支援医療費の支給）
- 障害のある人に対する補装具の交付
- 障害者総合支援法に支援が定められている障害福祉サービス以外で、市が必要な福祉サービスメニューを選択して行う「地域生活支援事業」の実施

また、障害のある人が今後利用したいと考えている福祉サービスを把握することは、本市の障害者福祉の方向性を決定するうえで重要なことといえます。

障害者福祉に関するニーズ調査によると、‘あなたが今後利用したい福祉サービス（複数回答可）’について下記の項目で高い割合を占めています。

- 福祉タクシー利用券の公共交通機関利用助成給付9.1%
- 福祉に関する問題や介護者からの相談があった際の情報の提供や助言を行う「相談支援」8.6%
- 補装具又は日常生活用具の給付5.9%

同調査において‘あなたは今後どこでどのように生活したいですか’という質問に対して、56.7%が「自宅で家族又はヘルパー等の介護を受けながらもしくは単身で生活したい。」と答えています。

こうしたことから、在宅での生活を基本として必要となるサービス（社会的に自立するための訓練、就労の場の確保、各種相談等の充実）が、重要になっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは今後どのような障害者向けのサービスを利用したいですか。

(複数回答可)

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|---|------|
| 1 | 居宅介護（自宅で入浴、排泄、食事などの介助） | 4.6% |
| 2 | 重度訪問介護（常に介助が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事、外出時の補助を行う） | 3.4% |
| 3 | 同行援護（視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動援護を行う） | 2.9% |
| 4 | 行動援護（知的・精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動介助や移動補助を行う） | 4.2% |
| 5 | 重度障害者等包括支援（常に介護が必要な人に居宅介護などのサービスを包括的に提供する） | 3.1% |
| 6 | 生活介護（常に介護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する） | 5.5% |
| 7 | 自立訓練（自立した日常生活や社会生活ができるように生活能力向上の訓練） | 5.2% |
| 8 | 就労移行支援（一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う） | 3.7% |
| 9 | 就労継続支援（就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う） | 3.7% |
| 10 | 療養介護（医療が必要な人で、常に介護を必要とする人に、病院等における機能訓練、療養上の管理、看護などを提供する） | 3.6% |
| 11 | 短期入所（家で介護を行なう人が病気等の場合、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行う ショートステイ） | 5.1% |
| 12 | 共同生活援助（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う グループホーム） | 3.6% |
| 13 | 施設入所支援（施設入所する人に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行う） | 4.2% |
| 14 | 相談支援（福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、情報の提供や助言を行う） | 8.6% |
| 15 | 児童発達支援（未就学児に日常生活における基本的な動作の指導などを行う） | 1.7% |
| 16 | 放課後等デイサービス（学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上等に必要の訓練等を行う） | 1.7% |
| 17 | 日中一時支援事業（日中の活動場所の提供及び見守りなどを行う） | 3.7% |
| 18 | 地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流を進める） | 3.8% |
| 19 | 移動支援（外出時の円滑な移動支援を行う） | 5.2% |
| 20 | コミュニケーション支援事業（聴覚等の障害者に手話通訳者等の派遣を行なう） | 2.0% |
| 21 | 福祉タクシー利用券の公共交通機関利用助成給付 | 9.1% |
| 22 | 補装具又は日常生活具の給付等 | 5.9% |
| 23 | 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療） | 5.3% |

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------|-------|
| 1 | 単身で生活 | 14.3% |
| 2 | 自宅で家族の世話を受けて生活 | 36.2% |
| 3 | 自宅でホームヘルパー等を活用して生活 | 6.2% |
| 4 | 自宅で施設通所しながら生活 | 10.6% |
| 5 | 障害を持つ人との共同生活 | 3.5% |
| 6 | 施設入所 | 12.2% |
| 7 | その他 | 7.1% |
| 8 | 無回答 | 9.9% |

<課題>

地域福祉に関する意識調査において‘今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか’との質問に対して、「高齢者等の入所施設の整備」と並んで「高齢や障害があっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が高い割合で回答されています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では障害のある人の67.3%の人が、将来も自宅で生活したいと考えており、障害のある人や介護者の高齢化や核家族化が今後も進むことが予想されることを踏まえると、訪問系サービス（※1）及び日中活動系福祉サービス（※2）に対するニーズが一層高まってくることが想定されます。

加えて、施設入所や長期入院から地域での生活へ移行させることが国の方針となっていることからそのまま、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、市の特性や状況に応じて独自の福祉サービスを提供できる地域生活支援事業について、過不足のない福祉サービスができるよう那須塩原市地域自立支援協議会において充分検討していく必要があります。

※1 訪問系サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、主に在宅で訪問を受けて利用する福祉サービスをいう。

※2 日中活動系福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、入所施設等で昼間の活動を支援する福祉サービス。社会的に自立するための訓練も含む。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成27年12月

問 今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------------------|-------|
| 1 | 高齢者等の入所施設の整備 | 51.6% |
| 2 | 高齢や障害があっても在宅生活が続けられるサービスの充実 | 48.2% |
| 3 | 住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援 | 20.9% |
| 4 | 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実 | 30.4% |
| 5 | 身近なところでの相談窓口の充実 | 25.1% |
| 6 | 保育サービスや児童福祉施設の充実 | 23.0% |
| 7 | 健康福祉に関する情報提供や制度案内の充実 | 19.2% |
| 8 | 低所得者の自立支援 | 25.5% |
| 9 | ボランティアなどの参加の促進や支援 | 10.6% |
| 10 | 健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実 | 11.3% |
| 11 | 福祉教育の充実 | 12.1% |
| 12 | サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み | 7.5% |
| 13 | その他 | 2.2% |
| 14 | わからない | 5.3% |
| 15 | 無回答 | 2.3% |

※集計方法により計100%にはならない

＜目指すべき方向＞

障害のある人ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスを充実させます。

また、求められる福祉サービスは、その障害特性や程度によって様々であるため、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスに限らず、全ての福祉サービスについて、必要なサービスを必要な時に必要な量を受けられるようにサービスを質的、量的に確保することが重要になります。

特に、市が独自のサービスを提供できる地域生活支援事業は、障害者総合支援法で支援することが定められている福祉サービス以外に必要な福祉サービスを提供するものです。

地域生活支援事業については、那須塩原市地域自立支援協議会において、提供されているサービスと障害のある人のニーズを把握しながら、毎年度検証のうえ新規事業の追加又は削除について慎重に検討していく必要があります。

なお、障害福祉サービス等の具体的な数値目標は「那須塩原市障害福祉計画」に

定め、実現を目指すとともに、一層の事業の周知を図り、利用の拡大に努めます。
本市が取り組む主な福祉サービスは次のとおりです。

① 介護給付の提供

ア. 居宅介護（ホームヘルプ）の提供

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の提供を行います。

イ. 重度訪問介護の提供

常に介護を必要とする知的障害のある人、精神障害のある人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」の提供を行います。

ウ. 同行援護の提供

視覚障害により移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うなど「同行援護」サービスの提供を行います。

エ. 行動援護の提供

知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など「行動援護」サービスの提供を行います。

オ. 療養介護の提供

主として日中に病院などの施設で行なわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」の提供を行ないます。

カ. 生活介護の提供

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」の提供を行います。

キ. 短期入所サービスの提供

自宅で介護する人が病気等により介護できない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。

ク. 重度障害者等包括支援の推進

常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

ケ. 重度訪問介護の支援対象の拡充

医療機関への入院時も一定の支援を可能とします。

平成30年度から開始予定です。

コ. 居宅訪問型児童発達支援の新設

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。平成30年度から開始予定です。

② 訓練等給付の提供

ア. 自立訓練（機能訓練）の提供

身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練）」を提供します。

イ. 自立訓練（生活訓練）の提供

知的障害のある人、精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（生活訓練）」を提供します。

ウ. 就労移行支援の提供

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い就労に結びつくよう支援します。

エ. 就労継続支援A型（雇成型）の提供

一般企業等への就労に結びつかなかった障害のある人に、事業所において雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供し、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います。

オ. 就労継続支援B型（非雇成型）の提供

必要な体力や職業能力不足などの理由で就労に結びつかなかった障害のある人などを対象として、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

カ. 就労定着支援

一般企業等への就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。平成30年度から開始予定です。

③ 居住系サービスの提供

ア. 施設入所支援の提供

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

イ. 共同生活（グループホーム）援助の提供

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活（グループホーム）援助」を提供します。

④ 児童系サービスの提供

ア. 児童発達支援の提供

発育・発達に支援を必要とする未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」の提供を行います。

イ. 放課後等デイサービスの提供

発育・発達に支援を必要とする就学児に対して、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」の提供を行います。

ウ. 保育所等訪問支援の提供

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園等（以下「保育所等」という。）を現在利用しており、発育、発達に支援を必要とする児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を提供します。

エ. 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設に対象を拡大します。
平成30年度から開始予定です。

オ. 医療的ケア児に対する各種支援の連携

日常生活においてたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、これらの支援を行う保健・医療・福祉等の関

係機関との連携促進に努めます。平成30年度から開始予定です。

⑤ 計画相談支援の提供

ア. 計画相談支援

サービス等利用計画の作成については、障害のある人（子ども）の自立した生活を支え、障害のある人（子ども）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するため、すべての障害福祉サービス利用者が計画の作成対象となっています。

イ. 地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に長期入院している人が地域生活に移行しようとする際、住居の確保や障害福祉サービス事業所等への同行等の相談支援を提供します。

ウ. 地域相談支援(地域定着支援)

入所施設や医療機関から地域生活に移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人が安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に、電話による相談や夜間も含む緊急時の訪問などの対応を行います。

⑥ 自立支援医療の提供

「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）」は、精神障害のある人の通院治療を促進し、適正医療を普及したり、身体障害のある人（子ども）の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうために医療費の助成を行う制度です。

一定の所得を超える人は対象外となり、所得等に応じて月額上限額を設けています。認定された人に交付される「自立支援医療受給者証」を指定医療機関で提示して受診します。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や育成医療の世帯、病状が「重度かつ継続」となる人については、負担軽減措置を設けています。

障害のある人の適正医療の普及と機能回復等のために、制度の周知と普及に努めていきます。

⑦ 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大

65歳に至るまでの相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事業を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

平成30年度から開始予定です。

⑧ 補装具の充実及び支給範囲の拡大

障害のある人が身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行います。

補装具は、障害の状態によって個別に設計加工されたものであり、身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用するものであるため、交付又はその修理を行う際は、更生相談所等の意見をもとに、利用者が適切な業者を選定するために必要な情報提供を行います。

原則1割の自己負担と所得制限があります。

また、成長に伴い短期間で取り換える必要のある障害児の場合等においては平成30年度から貸与も可能となる予定です。

⑨ 地域生活支援事業

ア. 相談支援の充実

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、地域において障害のある人を支援するネットワークを構築し、中立・公正な相談支援が実施できるよう那須塩原市地域自立支援協議会における検討・調整を行います。

イ. 意思疎通支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、ニーズを的確に把握し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するとともにコーディネーター設置に向けた検討をします。

ウ. 日常生活用具給付等の充実

重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人に対して、日常生活をしやすくするための用具を給付することによって、日常生活上の困難を改善します。

その際、価格、家庭環境等をよく調査することで、利用者に対して真に必要な日常生活用具を給付するとともに、判断等が困難な場合には身体障害者更生相談所に相談を求めます。

また、福祉用具の相談等に従事する職員の資質向上のため、研修の充実を図ります。

エ. 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な人（重度訪問介護や同行援護、行動援護利用者以外）を対象に、自立した生活や社会参加のための移動を支援します。

移動支援事業の形態としては個別支援型、グループ支援型があり利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいきます。

オ. 地域活動支援センター事業の充実

障害のある人の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り障害者の自立に向けた取り組みを推進します。

カ. 日中一時支援事業の充実

障害のある人の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに障害のある人の社会適応訓練等の支援を図ります。

キ. 訪問入浴サービス事業の充実

身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難な在宅の身体に障害のある人に対して訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。

ク. 自動車改造費費用助成事業

就労等のため身体に重度の障害のある人が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する際の改造費用について助成します。

ケ. 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、市の判断により、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活介助・家事支援）を行います。

コ. 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人を対象に、住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

⑩ 自立生活援助の新設

施設入所やグループホームを利用していた人が地域での単身生活を希望する場合、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応によ

り、必要な情報提供や相談・援助を行います。平成30年度から開始予定です。

第 2 節 保育・教育体制の充実

| | |
|------------|-------------------------|
| <分野別施策の方向> | 保育・教育体制の充実 |
| <分野別施策の展開> | (1) 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実 |

<分野別施策の展開>

(1) 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実

<現状>

本市には、障害のある児童の早期からの療育の場として、児童福祉法に定められた障害児通所支援事業や個別訓練を行っている民間療育施設等があります。

本市では保育所、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において特に配慮が必要な児童（要支援児）に対しては発達支援保育を行っています。実施に当たっては保護者から医師の診断書又は意見書等の提出を求め、要支援児の発達支援保育の必要性や集団保育の適否等を検討したうえで必要な場合は保育士を加配しています。

平成29年8月1日現在、保育所等における発達支援保育を実施しているのは、市内37施設のうち25施設で、人数は市内保育所等の児童2,935人のうち121人で4.1%となっています。

また、幼稚園における要支援児については、施設に対し、人件費等の助成を行っています。

放課後児童クラブ（※1）における要支援児の受け入れについては、「手帳の所持」「医師の診断書」「支援学級に在籍」のいずれかにより支援対象児童と認定し、支援員を加配しています。

平成29年5月1日現在、放課後児童クラブにおける要支援児を受け入れているのは市内40クラブのうち33クラブで、受け入れ人数は市内放課後児童クラブを利用している児童1,669人のうち86人で5.2%となります。

市内小中学校においては、比較的軽度の障害のある児童生徒を指導する教育の場として、小学校では通級指導教室や特別支援学級が設置されており、中学校においても特別支援学級が設置されています。特別支援学級は、平成29年5月1日現在で、小中学校及び義務教育学校30校のうち28校に設置され401名（全児童生徒数のうち4.1%）が在籍し、また、通級指導教室は、小学校5校に設置され300名（全児童数のうち4.7%）が通っています。

また、市では、独自に採用した教師を生活支援・学級支援・学習支援・介護支援として通常の学級や特別支援学級に配置し、発達障害や発達障害の傾向のある児童生徒一人ひとりの支援の必要性に応じた指導にあたっています。

そのほか、中重度の知的障害児、及び知的障害とその他の障害との重複障害のあ

る児童生徒を対象に特別な教育を行う場として、本市に設置されている県立那須特別支援学校が活用されています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査‘あなたが今後さらに充実してほしいと思う教育施策はどれですか’という質問に対して回答率第1位が「障害のある児童の就学、教育相談」、第2位が「障害のある子と無い子の交流教育」、第3位に「特別支援学校における特別な教育プログラム」となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが今後さらに充実してほしいと思う教育施策は次のうちどれですか。
(複数回答)

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|----------------------|-------|
| 1 | 障害のある児童の就学、教育相談 | 22.0% |
| 2 | 家庭から学校までの通学手段 | 11.3% |
| 3 | 放課後児童保育 | 10.6% |
| 4 | 通常の学級における個別的な教育プログラム | 9.5% |
| 5 | 障害のある子と無い子の交流教育 | 19.8% |
| 6 | 学区内の学校への通学 | 5.9% |
| 7 | 特別支援学校における特別な教育プログラム | 11.7% |
| 8 | その他 | 9.1% |

※1 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校及び義務教育学校に就学している児童に対して、授業の終了後や土曜日又は長期休業日に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るためのクラブ。

<課題>

「障害のある子と無い子の交流教育」と回答した人が最も多く、就学前教育及び学校教育ともに、通常の学級で障害のない子と一緒に生活し、学びたいという要望が高まっており、これに対する受け入れ態勢を整備検討していく必要があります。

また、「障害のある児童の就学、教育相談」を望む方は2番目に多く、保護者に対して障害のある児童生徒の教育に関する情報を適切に提供し理解を深め、児童生徒の障害の種類や程度に応じた適正な就学ができるよう、就学に関する相談・支援体制の充実を図っていくことが必要です。

さらに、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校、労働機関等において、子どもの障害の特性に応じた様々な支援が展開されており、これらを連携させていく必要があります。

<目指すべき方向>

障害のある子どもの自立や社会参加が可能となることを目指し、一人ひとりのニーズに応じて就学前から就労に至るまでの一貫した保育・教育支援を推進します。

保育・教育の機会を通じ、障害の有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会の形成の基礎となる、個性や多様性を認める意識の醸成を図ります。

① 幼児保育・教育の充実

障害の有無にかかわらず、共に学び、共に育つことができるような視点での保育・教育の充実を図ります。

保育所・幼稚園等における発達支援が必要な子どもの増加に対応するために、発達支援保育や発達支援巡回相談等、個々のニーズに合わせた発達支援体制の充実を図ります。

② 小・中学校における教育の充実

障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある児童生徒ができるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等関係機関との連携を深めて、療育体制の充実を図ります。

就学に向けた取組としては、「年長児巡回相談」として市内の保育園・幼稚園・認定こども園を巡回し、園児の見取りを行い、必要に応じて就学に向けた就学相談「わかば相談」を実施しています。また、家庭・保育園等における園児の様子を記載した「発達支援リレーシート」を活用し引継ぎをすることで、学校生活における支援の充実を図っています。

さらに、障害のある児童生徒が将来社会的に自立するための力を身につけるため、インクルーシブ教育（※1）の理念を生かした、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな教育的支援の充実に努めます。

③ 発達支援システムの推進

発達支援システムとは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期（出生から20歳まで）において、早期から切れ目のない一貫した総合的な支援が提供できる仕組みのことです。

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校等において、保護者とともに「個別の支援計画」を作成し、日々の支援を行うとともに、子どもの成長に合わせて、「個別の指導計画」をもとに『個別の支援計画』を策定・活用し、就学前から就労に至るまでの継続した支援体制の充実を図ります。

※1 インクルーシブ教育

子供たち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の学校で学べることを目指す教育理念です。

第3節 雇用・就業の促進

| | |
|------------|------------------|
| <分野別施策の方向> | 雇用・就業の促進 |
| <分野別施策の展開> | (1) 障害のある人の雇用の拡大 |

<分野別施策の展開>

(1) 障害のある人の雇用の拡大

<現状>

雇用・就業は、障害のある人の自立及び社会参加のなかでも大変重要で、その能力を最大限発揮し、社会経済活動に参加することは障害のある人だけに限らず、地域社会にとっても有益なことです。

働くことによって社会に貢献できるよう、障害特性を踏まえた就労促進のための環境整備を図ることが必要です。

国における障害のある人の雇用対策としては「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各種の施策が講じられていますが、平成29年6月現在の一般の民間企業における障害のある人の雇用率は1.92%であり、法律で定める雇用率2.0%を下回る状況になっています。

また、一般の企業で働くことが困難な障害のある人については福祉的就労の場である「就労移行支援事業所」、「就労継続支援(A・B)事業所」及び「地域活動センター」等において就労することができます。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、回答いただいた方のうち、「一般就労者」が15.9%、「福祉的就労者」が9.0%となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは現在働いていますか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|------------------|-------|
| 1 | 一般就労 | 15.9% |
| 2 | 福祉的就労(一般企業以外で働く) | 9.0% |
| 3 | 働いていない | 63.7% |
| 4 | 無回答 | 11.4% |

<課題>

就労したいと考えている障害のある人の就労の場や職業訓練の場をニーズや就業形態に応じて確保していく必要があります。

一般就労に関しては、公共職業安定所との連携を深め、障害のある人に対する雇

用相談や事業主に対する障害のある人の雇用促進のための啓発活動を強化していくことが課題です。

また、福祉的就労については障害の特性や程度に応じた活動メニューを充実させる必要があります。

<目指すべき方向>

障害のある人が就労を通じて積極的に社会参加して経済的な基盤を確立したうえで自立した生活をおくるためには、障害のある人自身の持てる力が十分に発揮されるように多様な働き方ができる体制を整備する必要があります。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では‘あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）’という質問に対して「職場の障害者理解（上司や同僚に障害の理解がある）」17.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」15.1%「通勤手段の確保」14.2%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」9.4%と、一般企業への就労対策の推進や公共交通等の整備、悩みを気軽に相談できる体制を作ることが必要です。

そのために、上記の内容について関係機関や一般企業等と情報を共有し、一般雇用はもちろんのこと、福祉的就労の促進に努めるなど、障害のある人の雇用機会の拡大に努めます。

① 障害のある人の雇用に関する啓発及び情報発信

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、企業への就業を希望する障害のある人への支援や雇用する側の理解と雇用拡大に関する啓発を促進します。

また、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」、「就労継続支援A型（雇用型）」、「就労継続支援B型（非雇用型）」の職業訓練に関する障害福祉サービスを提供する事業所の拡大とこれらの情報提供に努めます。

平成30年度以降に新設される就労定着支援についても、サービスの拡大に向けて情報の提供に努めます。

② 福祉的就労の場の充実

福祉的就労の場は、障害のある人の働く場でもあり、日中の活動の場ともなっていることから、施設の運営について様々な支援を検討します。

さらに利用者や利用者の家族のニーズを把握しながら障害のある人の一人ひとりの能力向上への取り組みを支援します。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(複数回答)

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------------|-------|
| 1 | 通勤手段の確保 | 14.2% |
| 2 | 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 | 8.1% |
| 3 | 短時間勤務や勤務日数等の配慮 | 15.1% |
| 4 | 在宅勤務の拡充 | 8.6% |
| 5 | 職場の障害者理解（上司や同僚に障害の理解がある） | 17.2% |
| 6 | 職場で介助や援助等が受けられること | 9.1% |
| 7 | 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 | 8.4% |
| 8 | 企業ニーズに合った就労訓練 | 5.8% |
| 9 | 仕事についての職場外での相談対応、支援 | 9.4% |
| 10 | その他 | 4.0% |

第4節 生活環境の整備

| | |
|------------|--|
| ＜分野別施策の方向＞ | 生活環境の充実 |
| ＜分野別施策の展開＞ | (1) 障害のある人にやさしいまちの実現 (2) 防災、防犯対策の充実 |

＜分野別施策の展開＞

(1) 障害のある人にやさしいまちの実現

＜現状＞

障害のある人のみならず高齢者等すべての人が安心して生活し、社会参加できるように生活環境を整備することは重要な行政施策のひとつです。

国では、高齢者や障害のある人などが自立した日常生活を送ることができるよう、旅客施設及び車両等、福祉タクシー、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設、改良時のバリアフリー（※1）化基準への適合義務、既存施設における基準適合の努力義務を課した「バリアフリー新法（※2）」を制定しており、福祉のまちづくりを推進しています。

しかしながら、障害者福祉に関するニーズ調査では‘外出する時に困ること（又は外出を妨げる理由）は何ですか。’という質問に対して、バスが少ないことや、道路、駅やバス乗り場に段差が多いこと、建物の設備（通路、トイレ、エレベーター）に対しての不便さを感じているという結果がでています。

また、同調査で‘あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。’という質問について、単身で生活したい、自宅で家族の世話を受けて生活したいなどと考えている回答が67.3%と高い割合を占めており、障害のある人が地域で生活していくうえで、あるいは介護をしていく家族にとっても、その基点となる住宅及び周辺施設の整備が必要です。

障害があっても自立生活が可能なバリアフリー化された住宅や施設は、福祉のまちづくりを支える地域資源として重要です。

※1 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。

※2 バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月成立）。

旧ハートビル法、旧交通バリアフリー法の2つを統合する形で制定された。公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進がその内容の柱となっている。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 外出する時に困ること（又は外出を妨げる理由）は何ですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-------------------------------|-------|
| 1 | バスが少ない（ない） | 12.2% |
| 2 | 列車やバスの乗り降りが困難 | 7.7% |
| 3 | 通路、駅やバス乗り場に階段や段差が多い | 10.7% |
| 4 | 切符の買い方や乗換え方法がわからない | 7.8% |
| 5 | 外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど） | 9.4% |
| 6 | 介助者が確保できない | 5.6% |
| 7 | 外出にお金がかかる | 13.4% |
| 8 | 周囲の目が気になる | 6.0% |
| 9 | 発作など突然の身体の変化が心配 | 8.7% |
| 10 | 困ったときにどうすればいいのか心配 | 11.7% |
| 11 | その他 | 6.7% |

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------|-------|
| 1 | 単身で生活 | 14.3% |
| 2 | 自宅で家族の世話を受けて生活 | 36.2% |
| 3 | 自宅でホームヘルパー等を活用して生活 | 6.2% |
| 4 | 自宅で施設通所しながら生活 | 10.6% |
| 5 | 障害を持つ人との共同生活 | 3.5% |
| 6 | 施設入所 | 12.2% |
| 7 | その他 | 7.1% |
| 8 | 無回答 | 9.9% |

<課題>

① 障害のある人にやさしいまちづくり

障害のある人の視点及び障害をもたない人の視点からのまちづくりという考え方を尊重し、本市全体のまちづくり計画（那須塩原市総合計画、都市計画マスタープラン等）との整合性を考慮しながら計画的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要となります。

また、交通事業者をはじめとする関係機関に対して、障害のある人に配慮した対策を実施するよう要請していくとともに、外出や通院の際の移動手段については、障害のある人の視点に立ち、関係機関・団体と協力・連携のもと、外出支援サービスの充実が求められます。

さらに、建築物に関しては「バリアフリー新法」等の理念の普及啓発に取り組み、特に公共・公益性のある建築物の建築主等には理解協力を求めていく必要があります。

② 住宅改修に関する相談体制の充実

障害のある人の障害や生活形態にあった住宅改修を促進することが必要といえます。その際の改修の相談先について、改修のアドバイスや助成制度の情報提供や個別ケースに対応できる具体的な指導等、総合的な支援体制を整備することが課題です。

<目指すべき方向>

① 障害のある人にやさしいまちづくり

障害のある人のみならず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン（※1）に配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連動したバリアフリー環境の実現に努めます。

障害のある人の状況等を勘案し移動手段の確保・拡大に努めます。

※1 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

② 障害のある人の住宅改修

障害のある人が、住み慣れた自宅で安全で快適に生活が営めるよう、住宅改修に対する助成制度の情報提供、相談、具体的な指導にいたるまで総合的な改修支援体制づくりを検討します。

また、地域で自立した生活を送るグループホーム等については、ニーズを踏まえながら整備の支援を検討します。

<分野別施策の展開 その2>

(2) 防災、防犯対策の充実

<現状>

災害時等の緊急時には、その規模が大きくなればなるほど、行政単独や自治会単独での支援では限界があり、既存の組織をネットワーク化させて総力での支援体制を整備する必要があることは、これまでの災害の経験からも明白であるといえます。

こうしたことから、本市では地域における自主防災組織の必要性を地域に投げかけ、平成29年6月末日現在で108団体の自主防災組織が設立されています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査によると‘災害の際の避難場所を知っていますか’という質問に対し「知らない」という回答が53.2%と半数を超え、さらに、‘災害等が発生し、避難所等に避難するようにとの指示等が出た場合、自分の力だけで避難することができますか。’の質問に対しては、39.5%の方が「避難できない」、19.7%の方が「わからない」と回答しています。

なお、近年は犯罪の多様化や凶悪な犯罪の多発など、障害の有無にかかわらず地域生活を営む上での大きな不安材料となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 災害の際の避難場所を知っていますか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-------|-------|
| 1 | 知っている | 41.4% |
| 2 | 知らない | 53.2% |
| 3 | 無回答 | 5.4% |

問 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|------------|-------|
| 1 | 避難することができる | 36.9% |
| 2 | 避難できない | 39.5% |
| 3 | わからない | 19.7% |
| 4 | 無回答 | 3.9% |

<課題>

障害のある人は、緊急時の連絡や災害時の避難が困難である場合もあり、防災対策や緊急時の連絡方法の確保は、重要な課題といえます。

このため、防災に対する市民の意識高揚を図り、地域の防災力を向上させるため、障害のある人をはじめとした災害弱者に対する具体的な支援体制の強化が必要です。

特に災害時には行政と地域における既存組織の支援が必要であり、地域内のネットワーク強化に向けて地域ぐるみで検討していく必要があります。

さらに、防犯対策についても災害時と同じように日常的な防犯体制を地域ぐるみで検討することが課題です。

<目指すべき方向>

① 防災・防犯ネットワーク体制の強化

地域における防災に関する広報活動の充実を図り、防災知識の普及・啓発に努めます。障害のある人自らが事故等を未然に防ぐことも重要であり、障害のある人の防災意識を向上させるため、防災に対する学習機会や啓発活動の強化に努めます。

なお、障害のある人等の災害弱者に対する防災対策の再点検を行うとともに、災害時避難行動要支援体制の充実など、行政、民生委員・児童委員、自治会、地域ボランティア等のネットワークの強化を図ります。

また、防犯対策として地域における住民と交番による防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人に対する防犯知識の普及を促進します。

第5節 スポーツ・文化及び地域活動の推進

| | |
|------------|------------------------------------|
| ＜分野別施策の方向＞ | スポーツ・文化及び地域活動の推進 |
| ＜分野別施策の展開＞ | (1) スポーツ、文化活動の充実 (2) 各種地域活動への参加 |

＜分野別施策の展開 その1＞

(1) スポーツ、文化活動の充実

＜現状＞

障害のある人に対する支援は、公的な制度に基づく相談や介護等の日常生活領域を中心としたものというイメージがありますが、障害のある人の社会参加を促す最も有効な手段のひとつとして考えられるのが、スポーツや文化活動等への取り組みです。

身体に障害のある人を対象としたスポーツ大会としては、那須塩原市身体障害者福祉会、大田原市身体障害者福祉会、那須町身体障害者福祉会が共催する「那須地区障害者（児）スポーツ大会」や栃木県等が主催する「栃木県障害者スポーツ大会」が開催され、100名を超える障害のある人が参加しています。

知的障害のある人を対象としたスポーツ大会としては、栃木県知的障害者育成会那須支部、那須塩原支部、大田原支部が主催する「那須地区ふれあいスポーツ大会」に障害のある人が参加しています。

文化活動としては、栃木県障害者文化祭実行委員会主催の「栃木県障害者文化祭（カルフルとちぎ）」や那須塩原市社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」などを開催しています。この事業は、障害のある人が制作した作品の展示や、芸能の発表等を通して障害のある人・ない人、子どもやお年寄りなどすべての人が一堂に会し交流を深めるイベントです。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査で‘あなたが現在行っている活動はどれですか’という質問に対して「旅行」が19.7%、「映画館での映画鑑賞」が16.2%、「趣味などのサークル活動」が11.1%という結果になりました。

一方、‘あなたが今後行いたい活動はどれですか’という質問に対しては「旅行」が27.7%、「趣味などのサークル活動」が14.5%、「コンサートなどの音楽鑑賞」が14.0%という結果になっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在行っている活動はどれですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|---------------|-------|
| 1 | スポーツ活動 | 8.7% |
| 2 | 趣味などのサークル活動 | 11.1% |
| 3 | 学習などのサークル活動 | 2.9% |
| 4 | 地域の各種ボランティア活動 | 4.0% |
| 5 | 旅行 | 19.7% |
| 6 | スポーツ観戦 | 5.2% |
| 7 | コンサートなどの音楽鑑賞 | 11.0% |
| 8 | 映画館での映画鑑賞 | 16.2% |
| 9 | その他 | 21.2% |

問 あなたが今後行いたい活動はどれですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|---------------|-------|
| 1 | スポーツ活動 | 6.5% |
| 2 | 趣味などのサークル活動 | 14.5% |
| 3 | 学習などのサークル活動 | 4.6% |
| 4 | 地域の各種ボランティア活動 | 4.0% |
| 5 | 旅行 | 27.7% |
| 6 | スポーツ観戦 | 6.5% |
| 7 | コンサートなどの音楽鑑賞 | 14.0% |
| 8 | 映画館での映画鑑賞 | 13.7% |
| 9 | その他 | 8.7% |
| 10 | 無回答 | 27.7% |

<課題>

障害のある人が障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を持つことは、障害のある人の自立と社会参加を促進させるきっかけづくりとなります。

これからの障害のある人を対象とするスポーツは、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、気軽にスポーツを楽しめる機会の提供や、障害のある人それぞれのレベルに応じたスポーツを楽しめる環境づくりを推進していく必要があります。

また、音楽を演奏したり、絵画を描いたりといった文化活動についての支援はほとんど行われていないというのが現状であり、今後何らかの取り組みをする必要があります。

<目指すべき方向>

① 参加促進と支援体制の強化

障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会をもつということは非常に大切なことであり、障害のある人の健康増進と生きがいの創造に向けてスポーツ、レクリエーション、文化活動への参加を促進します。

また、社会参加を推進するにあたって、障害のある人を支える社会資源の充実を図ります。

具体的な施策としては、まず、現在実施されている「那須地区障害者（児）スポーツ大会」、「栃木県障害者スポーツ大会」、「那須地区ふれあいスポーツ大会」への参加促進や、障害のある人もない人も気軽にできるスポーツの普及を図ります。

文化活動では栃木県障害者文化祭（カルフルとちぎ）やふれあい広場をはじめとして、「那須地区芸術祭」や「西那須野産業文化祭」などへの出品や参加を呼びかけるとともに、障害のある人が文化活動に関わる機会や創作、表現、展示の場について拡充を図ります。また、舞台などの鑑賞事業において、字幕、音声ガイド等の充実を図り、身近に鑑賞できる環境を整えるなど、様々な文化活動への参加を促進します。

その際に、大会を主催する団体に対する各種支援も充実させていきます。

また、障害のある人がそれぞれのレベルに応じてスポーツ、文化活動を楽しむには、これを支援するボランティアや指導者等が必要になりますので、支援者の育成をはじめ障害のある人の充実した活動を支えるための体制の整備に努めます。

＜分野別施策の展開 その2＞

（2）各種地域活動への参加

＜現状と課題＞

近年、障害のある人が一般の大会やイベントに参加することが増えてきているとはいえ、障害のある人全体から考えるとまだまだ少数であるといえます。

障害のある人に対象を限定した各種大会やイベントに参加するだけでなく、一歩進んだ社会参加を実現させるためには、一般の各種大会やイベント等への積極的な参加を推進する必要があります。

そのためには、地域で開催されるイベント等の主催者に、障害の枠を超えた企画立案等の認識を促していくことが重要といえます。

また、障害のある人がみずから地域イベント等を企画し開催する場合の支援の在り方などについて検討していきます。

＜目指すべき方向＞

① 参加促進と支援体制の強化

市主催の各種行事、各種イベントや子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障害のある人の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

手段としては、地域生活支援事業のメニューの一つである「地域活動支援センター」の活用もその一つです。

また、障害のある人自身が各種イベントの企画・立案に参画できる体制の構築を図ります。

第6節 情報・コミュニケーション体制の充実

＜分野別施策の方向＞ 情報・コミュニケーション体制の充実
＜分野別施策の展開＞ (1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜分野別施策の展開＞

(1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜現状＞

現在、ICT（情報通信技術）の進展に伴って様々な情報伝達手段が普及しています。しかし、障害者福祉に関するニーズ調査によると、障害のある人でパソコンやタブレットを使用している人は16.9%と少なく、日常生活にインターネット又は電子メールのどちらも利用していない人は59.0%と、半数以上を占めている状況にあります。

本市における平成29年現在の身体障害者手帳交付者のうち、視覚障害者は349人、聴覚障害者は385人です。視覚障害や聴覚障害のある人は点字や手話通訳等の情報伝達支援を活用しています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在使用している機器はどれですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|---------|-------|
| 1 | 家の電話 | 34.1% |
| 2 | 携帯電話 | 36.9% |
| 3 | ファックス | 6.8% |
| 4 | パソコン | 10.9% |
| 5 | タブレット端末 | 6.0% |
| 6 | その他 | 5.3% |

問 あなたは現在インターネット又は電子メールを利用していますか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-------------|-------|
| 1 | インターネットを利用 | 11.6% |
| 2 | 電子メールを利用 | 4.0% |
| 3 | どちらも利用している | 11.4% |
| 4 | どちらも利用していない | 59.0% |
| 5 | 無回答 | 14.0% |

<課題>

市広報誌やホームページだけではなく、多様なメディアを活用した障害のある人への情報提供を推進する必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害のある人が情報格差によって不利益を被らないように障害の特性に応じた情報提供の手段を検討することが課題です。

<目指すべき方向>

① 視覚障害及び聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

障害のある人が地域で当たり前のように生活できるように、障害者福祉サービス等に関する情報の提供とともに、特に情報を取得することが難しい視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報・コミュニケーション手段を確保します。

具体的には、聴覚障害のある人に対する各種講習会の開催や視覚障害のある人を対象とした声の広報や音声コード（SPコード）（※1）等の普及に努めます。

また、障害のある人が、地域で安全に生活するために、障害の種類や程度等、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな情報・コミュニケーション手段の確保及び提供に努めます。

本市における障害のある人の多くは、インターネット又は電子メールはほとんど使用していないことから、障害種別に応じた各種パンフレットの送付、説明会、相談会等の実施やICT機器の普及も目指します。

※1 音声コード（SPコード）

音声コードは、紙に掲載された文字情報をデジタル情報に変えたシンボルで、QRコードと同様の二次元のデータコード。18mm角の中に日本語で約800文字のテキストデータを記録することができる。音声コードを音声情報として読むためには、専用の活字文書読上装置（テルミー、スピーチオ）が必要。

第7節 保健・医療体制の充実

| | |
|------------|---|
| <分野別施策の方向> | 保健・医療体制の充実 |
| <分野別施策の展開> | (1) 障害の予防・早期発見及び医療体制の充実 (2) リハビリテーション体制の充実 |

<分野別施策の展開 その1>

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見及び医療体制の充実

<現状>

本市では、妊婦に対し、母子健康手帳交付時における保健師等の面接や妊娠後期相談、母親学級、妊婦健康診査費の助成等を実施しています。また、乳幼児期においては、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とした乳幼児健康診査や、5歳児発達相談、育児相談、精神発達相談、運動発達相談等を実施し、保健師等による乳幼児の成長に伴う発達の確認や育児に関する支援を行っています。さらに、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問や保健師・助産師等による養育支援訪問を実施しています。

成人においては、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の早期発見・早期治療のため、がん検診及び特定健康診査を行っています。また、生活習慣の改善を支援するため、健康相談会、健康セミナー、食生活相談等を実施しています。

加えて、経済生活や健康をはじめ、様々な問題を苦に自殺する人の割合が県内でも高いことから、相談事業を実施しています。

これらの健診や相談は、発達障害の早期発見をはじめ、障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療及び早期療育という意味で重要な役割を持っています。

また、難病患者に対しては、県が特定疾患医療給付制度により保険診療自己負担分の一部助成を行っています。市の事業としては特定疾患患者見舞金として月額2,500円を支給しています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、現在、病気や障害によって常時、医療的ケアが必要な人は服薬管理が必要な方が30.6%と最も高い割合を占めています。

さらに、‘医療を受ける際にあなたが今後さらに充実してほしいと思う支援制度はどれですか’という質問に対しては「医療費の助成制度」という回答が30.1%、続いて「通院の際の移動手段」が23.1パーセントとなっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（複数回答）

| No. | | 比率 |
|-----|----------------|-------|
| 1 | 気管切開 | 1.3% |
| 2 | 人工呼吸器（レスピレーター） | 0.9% |
| 3 | 吸入 | 2.1% |
| 4 | 吸引 | 2.4% |
| 5 | 胃ろう・腸ろう | 2.6% |
| 6 | 鼻腔経管栄養 | 0.3% |
| 7 | 点滴（静脈） | 2.3% |
| 8 | 中心静脈栄養（IVH） | 0.4% |
| 9 | 透析 | 6.4% |
| 10 | カテーテル留置 | 2.9% |
| 11 | ストマ（人工肛門・人工膀胱） | 5.5% |
| 12 | 服薬管理 | 48.7% |
| 13 | その他 | 24.3% |

問 医療を受ける際にあなたが今後さらに充実してほしいと思う支援制度はどれですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|------------------|-------|
| 1 | 通院の際の移動手段 | 29.5% |
| 2 | 診察時の手話通訳（聴覚障害者） | 2.3% |
| 3 | ガイドヘルパー制度（視覚障害者） | 3.2% |
| 4 | 医療費の助成制度 | 38.5% |
| 5 | リハビリテーション医療サービス | 12.3% |
| 6 | 保健センター等での各種相談 | 9.4% |
| 7 | その他 | 4.8% |

<課題>

障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見のためには、乳幼児健康診査や各種がん検診、特定健康診査等の重要性及び正しい知識の普及啓発を行うことで、受診率の向上を図るとともに、健康教育や健康相談のさらなる充実を図る必要があります。

また、適切な時期に的確な支援を行えるよう、相談支援の体制整備が必要です。

自殺対策としては相談事業による心のケアに加えて、相談に来ることができない潜在的な自殺企図者の自殺発生予防・早期発見を図るためには、障害の原因となる疾病等を予防するための健康教育や健康相談の充実、さらに障害の早期発見を目的とした健康診査の受診率を一層高めることが必要です。

さらに、市民に対し、疾病等の大きな要因となるメタボリックシンドロームの予防や健康診査の重要性について意識啓発に努めていく必要があります。加えて、検診後の生活習慣改善指導等、事後指導の充実を図っていくことが必要です。

難病対策については、県北健康福祉センターと連携を図り難病患者に対する相談、保健指導等を行っていますが、さらに難病患者やその家族への支援を図ることが求められています。

障害福祉に関するニーズによると「医療費の助成制度」と「通院の際の移動手段」などの充実も求められています。

<目指すべき方向>

① 保健・医療・福祉の連携による相談体制の構築

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療につながる健康診査等は、重要な役割を果たすことから、今後も引き続き啓発広報活動を強化し、受診率の向上を図ります。

また、障害等の早期発見・早期治療・早期療育、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供など、一連の対応を適切・効果的に進めるため、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的な相談・支援体制を継続的に推進します。

自殺企図者に対しては、迎える相談だけでなく積極的な働きかけを行い、各種相談窓口の周知や利用を促す啓発活動などに努めます。

なお、難病患者の療養生活を支援するために保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに関係機関の連携を図り、きめ細かな支援体制の整備に努めます。

② 医療費の助成制度の維持

自立支援医療の自己負担1割の助成や特定疾患見舞金の制度の維持・周知に努めます。

<分野別施策の展開 その2>

(2) リハビリテーション体制の充実

<現状>

障害のある人の自立と社会参加を支援するため、一人ひとりの状態に応じた機能水準を達成することを目的としてリハビリテーションが実施されています。

本市の障害のある人に対する保健・医療のリハビリテーション体制は、地域の身近な医療機関、市内外の大学病院、国立・県立のリハビリテーション機関等多岐にわたっています。

<課題>

個人の障害の程度に合わせ、地域社会で自立した生活を送り、社会復帰できるようになるまで、障害発見の早期から一貫して受けられるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制の整備が必要です。

<目指すべき方向>

① 全ライフステージにおけるサービスの提供

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復という技術的なことにとどまらず、障害のある人の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として全ライフステージにおいてきめ細かにサービスが提供される社会の実現を目指します。

このため、乳幼児期から学齢期、成人期にわたっての地域の保健・医療・リハビリテーションの充実を図るため、県北健康福祉センター、保健センター、福祉事務所、医療機関等の連携を図りながら、各機関の情報を収集・整理・蓄積し、利用者の利便性を高める情報提供を行うとともに、一貫したネットワーク体制の整備を検討します。

第 8 節 啓発・広報活動の充実

| | |
|------------|--|
| <分野別施策の方向> | 啓発・広報活動の充実 |
| <分野別施策の展開> | (1) 啓発・広報普及活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進 |

<分野別施策の展開 その1>

(1) 啓発・広報普及活動の推進

<現状>

本市では、「広報なすしおばら」やパンフレット等を活用して、障害のある人に関する制度やイベント等あらゆる情報を発信しています。

また、那須塩原市社会福祉協議会では「社協だより」や各種福祉講座等を通じて啓発・広報活動を行っています。

しかし、障害のある人が障害のない人とともに暮らしていくためには、さらなる啓発・広報活動が必要といえます。

地域福祉に関する意識調査では、「近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか」の質問に対し、「できる範囲で支援したい」が31.9%と最も高い割合を示し、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の10.3%、「支援をしたいが、自分のことで精いっぱいその余裕がない」の32.7%を合わせた支援する意思を持っている人の割合は74.9%と高い割合を示しています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査で「あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。」という質問に対して、回答の多い順に、「家族や親せき、友人・知人」が17.5%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が16.6%、「広報なすしおばらなどの広報誌」が16.0%、となっています。

一方で、「インターネット」が6.5%と普及率がまだまだ低いことが分かります。

同じく、同調査で「あなたが現在得ている障害者（児）に対する福祉サービスの情報の満足度はどうですか」という質問に対して「充分満足している」が4.7%、「満足している」が16.0%であり、2つあわせると20.7%と、「情報が足りなく不満である」と「情報を伝える方法が悪いので不満である」を合わせた18.3%をわずかに上回っています。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成27年12月

問 近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-----------------------------|-------|
| 1 | 近所に住む者として、できる範囲で支援したい | 31.9% |
| 2 | 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない | 10.3% |
| 3 | 支援をしたいが、自分のことで精いっぱいその余裕がない | 32.7% |
| 4 | 支援は市役所がやる仕事なので、近所の者がしなくてもいい | 2.2% |
| 5 | 余計なお世話になってしまうので、支援はしない | 7.3% |
| 6 | その他 | 2.6% |
| 7 | わからない | 8.5% |
| 8 | 無回答 | 4.6% |

「障害者福祉に関するニーズ調査」 平成29年7月

問 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-------------------------------------|-------|
| 1 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース | 16.6% |
| 2 | 広報なすしおばらなどの広報誌 | 16.0% |
| 3 | インターネット | 6.5% |
| 4 | 家族や親せき、友人・知人 | 17.5% |
| 5 | サービス事業所の人や施設職員 | 11.4% |
| 6 | 相談支援事業所などの民間の相談窓口 | 2.2% |
| 7 | 行政機関の相談窓口（市役所、栃木県北健康福祉センター） | 5.6% |
| 8 | 那須塩原氏障害者相談支援センター（旧 那須地区障害者相談支援センター） | 1.7% |
| 9 | 地域生活支援センター「ゆずり葉」 | 1.3% |
| 10 | 県北地区手話通訳派遣協会 | 0.2% |
| 11 | かかりつけの医師や看護師 | 10.3% |
| 12 | 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー | 5.5% |
| 13 | いのちの電話等の電話相談 | 0% |
| 14 | 情報が得られない | 3.2% |
| 15 | その他 | 2.1% |

問 あなたが現在得ている障害者（児）に対する福祉サービスの情報の満足度は
 どうか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------|-------|
| 1 | 充分、満足している | 4.7% |
| 2 | 満足している | 16.0% |
| 3 | 普通 | 47.6% |
| 4 | 情報が足りなく、不満である | 14.0% |
| 5 | 情報を伝える方法が悪いので不満である | 4.3% |
| 6 | その他 | 3.4% |
| 7 | 無回答 | 9.9% |

<課題>

障害のある人が社会の一員として、地域の人たちとともに暮らしていく共生社会を推進していくには、障害のある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが障害のある人に対する理解を深めることが重要です。

そして、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、地域社会全体で支援する体制の確立を図ることが必要です。

また、障害のある人に提供する福祉サービス情報の質と提供方法を検討する必要があります。

<目指すべき方向>

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民の相互理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進します。

① 市広報誌、ホームページを活用した普及・啓発活動

市広報誌や市ホームページを積極的に活用して、ノーマライゼーションの普及啓発活動に努めます。その際に、単なる情報提供ということにとどまらず、より市民が関心を持てるように、また、わかりやすくてすぐに役立つような内容となるよう、創意工夫に努めます。

② 障害のある人に対する理解促進

市民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めていくために、恒常的な情報発信と「障害者週間」（※1）等を活用した障害者問題に関する啓発活動に努めます。

③ ヘルプマークの普及・啓発活動

義足や内部障害の方など、外見からはわからない障害があり、配慮が必要な方へのヘルプマークの普及活動及び市民への啓発活動に努めます。

④ ヘルプカードの普及・啓発活動

日常生活や緊急時等において、障害等により自ら支援を求めることが困難な方に対し、ヘルプカードの普及活動及び市民への啓発活動に努めます。

※1 障害者週間

障害者基本法において、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から12月9日の1週間を「障害者週間」と定めている。

＜分野別施策の展開 その２＞

（２）福祉教育の推進

＜現状＞

地域福祉に関する意識調査によると、回答した人ほとんどが何らかの手法をもって子どもたちに対する福祉教育を実践すべきと考えており、市民の福祉教育に対する関心の高さがうかがえます。

この福祉教育は、地域において障害のある人と障害のない人がともに生活していくことの大切さやお互いの人権を尊重すること等を学ぶうえで、重要な役割をもっています。

また本市では、民生委員・児童委員を中心とした地域福祉の担い手を対象に福祉教育の重要性を理解認識してもらうことを目的として研修会等を実施しています。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成２７年１２月

問 子どもたちに対する福祉教育について、どのように行うべきだと思いますか。
(○はいくつでも)

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|-----------------|-------|
| 1 | 学校教育の中で学ぶ | 71.9% |
| 2 | 家庭の中で家族から学ぶ | 68.6% |
| 3 | 地域の活動などを通じて学ぶ | 48.2% |
| 4 | 生活していく中で自然に身につく | 31.6% |
| 5 | 特に必要はない | 1.1% |
| 6 | その他 | 0.6% |
| 7 | わからない | 5.6% |
| 8 | 無回答 | 2.9% |

※集計方法により計 100%にはならない

＜課題＞

就学前の児童に対し、保育園等で障害のある人との交流活動をとおして障害のある人に対する理解が深まるよう、幼少時代からの福祉教育を推進する必要があります。さらに、学校教育のなかで、小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じた福祉教育を質量とも充実させていくことが重要です。

また、学校教育だけではなく地域活動や生涯学習を通じて、子どもから大人まであらゆる世代に対して障害福祉に対する学習の機会を提供する必要があります。

<目指すべき方向>

① 就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進

保育園等における就学前教育や小・中学校等における学校教育をとおして障害のある人に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

② 生涯学習を活用した福祉教育の推進

生涯学習の一環として、交流事業や広報啓発活動を実施することにより、子どもから大人まであらゆる世代に対する福祉教育を行います。

③ 民生委員・児童委員等による地域独自の福祉教育の推進

民生委員・児童委員をはじめとして、障害のある人やボランティア、地元企業や商店街など地域内のネットワークを広げ、それぞれの地域にあった福祉教育の実現を目指します。

<分野別施策の展開 その3>

(3) ボランティア活動の推進

<現状>

本市における一世帯あたりの人数は、平成22年では2.6人、平成27年で2.5人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んでいることから、家族間での支援が困難になってきています。

こうしたなか、障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、これを支援するボランティア活動が必要不可欠です。

本市では、障害のある人に対する様々なボランティア活動が行われています。

ただし、市民のボランティア活動に対する関心は次第に広まってきているものの、地域福祉に関する意識調査によると、「あなたはいままでどのようなボランティア活動に参加したことがありますか」や「今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか」という質問に対して「障害のある人に関する活動」と回答した方は、それぞれ全体の8.2%、8.9%と少なく、障害のある人に関するボランティア活動に対する市民の関心はまだまだ低い状況にあります。

那須塩原市の地域福祉に関する意識調査 平成27年12月

問 あなたはいままでどのようなボランティア活動に参加したことがありますか

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|----------------|-------|
| 1 | 地域の行事のお手伝い | 44.8% |
| 2 | 環境美化に関する運動 | 34.4% |
| 3 | スポーツ・文化等に関する運動 | 13.9% |
| 4 | 高齢者に関する運動 | 8.9% |
| 5 | 障害のある人に関する活動 | 8.2% |
| 6 | 災害時の救援などに関する活動 | 6.6% |
| 7 | 子育てに関する活動 | 5.0% |
| 8 | 青少年に関する活動 | 1.9% |
| 9 | 保健医療に関する活動 | 1.7% |
| 10 | 国際交流に関する活動 | 3.2% |
| 11 | 福祉のまちづくりに関する活動 | 2.7% |
| 12 | その他 | 2.4% |
| 13 | 無回答 | 4.2% |
| 14 | 参加した経験はない | 33.6% |

※集計方法により計100%にはならない

問 あなたは今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|----------------|-------|
| 1 | 地域の行事のお手伝い | 32.3% |
| 2 | 環境美化に関する運動 | 23.2% |
| 3 | スポーツ・文化等に関する運動 | 14.9% |
| 4 | 高齢者に関する運動 | 16.5% |
| 5 | 障害のある人に関する活動 | 8.9% |
| 6 | 災害時の救援などに関する活動 | 17.6% |
| 7 | 子育てに関する活動 | 11.8% |
| 8 | 青少年に関する活動 | 3.0% |
| 9 | 保健医療に関する活動 | 5.3% |
| 10 | 国際交流に関する活動 | 6.2% |
| 11 | 福祉のまちづくりに関する活動 | 8.2% |
| 12 | その他 | 4.4% |
| 13 | 無回答 | 6.7% |
| 14 | 参加したくない | 19.7% |

※集計方法により計 100%にはならない

<課題>

障害者福祉に関するニーズ調査によると、「あなたは、今後どこでどのように生活したいですか」という問いに対して、「単身で生活」「自宅で家族の世話を受けながら生活」「自宅でホームヘルパーを活用して生活」「自宅で施設通所しながら生活」を合わせると67.3%を占めており、多くの障害のある人が住み慣れた家での生活を望んでいます。

こうしたことから市民の障害のある人に対するボランティア活動の必要性が高まり、ボランティアに対するニーズも多様になってくるものと思われます。

障害のある人が、学校、職場、地域などあらゆる場面で共に生活していくことを支える為に、行政サービスの他に市民や事業所等によるボランティア活動の充実を図るため、各種奉仕員の養成やボランティア活動を行う民間団体に対する支援を強化する必要があります。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|--------------------|-------|
| 1 | 単身で生活 | 14.3% |
| 2 | 自宅で家族の世話を受けて生活 | 36.2% |
| 3 | 自宅でホームヘルパー等を活用して生活 | 6.2% |
| 4 | 自宅で施設通所しながら生活 | 10.6% |
| 5 | 障害を持つ人との共同生活 | 3.5% |
| 6 | 施設入所 | 12.2% |
| 7 | その他 | 7.1% |
| 8 | 無回答 | 9.9% |

<目指すべき方向>

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

① ボランティアに参加しやすい環境の整備

障害のある人の日常生活を支援する活動は多岐にわたり、特にボランティアの意識を持たなくとも様々な支援活動を行なっている市民も多いことから、日常的な係わりあいのなかで障害のある人も含めて多くの市民がそれぞれボランティア活動に参加しやすくなるような支援に努めます。

② 専門ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会、ボランティアセンター等によるボランティア養成講座を開催し、ボランティアの養成・確保に努めます。

専門的な資格を取得していなくとも比較的専門性の高いボランティアとして活動できるような手話通訳、点訳、朗読、外出介助を行なうボランティアや障害者スポーツ指導員等の育成確保に努めます。

③ 学校を通じてのボランティア活動の推進

児童生徒がより気軽にボランティア活動に参加できるよう、学校を通じてボランティア活動への協力を要請します。障害のある人との交流によって福祉教育にもつながることから、今後の積極的な取り組みに努めます。

④ 民生委員・児童委員への協力依頼

地域福祉活動を推進するにあたって中心的な役割を担っている民生委員・児童委員に対して、地域でのボランティア活動がより活発に行われ、より多くの市民が参加できるように活動に関する様々な支援を要請していきます。

第9節 権利擁護対策の充実

| | |
|------------|---------------|
| ＜分野別施策の方向＞ | 権利擁護対策の充実 |
| ＜分野別施策の展開＞ | (1) 権利擁護対策の推進 |

＜分野別施策の展開 その1＞

(1) 権利擁護対策の推進

＜現状＞

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。

「成年後見制度利用促進計画」が平成29年3月24日閣議決定されたことに伴って、今後支援が必要な人は増加することが見込まれることから、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適切に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では、成年後見人制度の内容を知らない人が6割以上となっており、認知度が低い状況にあります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、市では、事業者などに周知するとともに、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

＜課題＞

平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人に対する差別の解消と社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められています。

引き続き、市民の障害に対する理解促進に取り組むとともに、合理的配慮と差別の解消に必要な実態把握、具体的支援策の検討が必要です。

また成年後見人制度について広報紙や相談にて周知していますが、その認知度は依然として低いままであり、虐待の未然防止に向けた意識啓発なども求められているため、障害のある人の権利擁護についても引き続き取り組む必要があります。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 成年後見人についてご存知ですか。

| No. | カテゴリ | 比率 |
|-----|----------------------|-------|
| 1 | 名前も内容も知っている | 21.7% |
| 2 | 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない | 27.8% |
| 3 | 名前も内容も知らない | 39.8% |
| 4 | 無回答 | 10.7% |

<目指すべき方向>

① 虐待防止対策の推進

警察や医療機関などの関係機関との連携強化を図ることで、障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見、早期支援推進を進めます。

② 成年後見制度利用の推進

成年後見制度の利用に向けた周知啓発に積極的に取り組み、障害のある人が地域で安心して生活するための土壌づくりに努めます。

③ 差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害のある人に対する理解を深め、合理的配慮の浸透を目指して普及啓発に取り組みます。